

行政監視院法案 新旧対照表（附則関係）

○議院事務局法（昭和二十二年法律第八十三号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局（以下「衆議院調査局」という。）を置く。</p> <p>一 特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これに付随する事務</p> <p>二 第十二条の規定による調査の事務に関する総合調整に関する事務</p> <p>（削る）</p> <p>第十九条・第二十条（略）</p>	<p>第十五条 衆議院事務局に、第三条第一項の部及び課のほか、次に掲げる事務を分掌するため、調査局（以下「衆議院調査局」という。）を置く。</p> <p>一 委員会の命を受けて行うその審査又は調査のために必要な調査（第十九条において「予備的調査」という。）及び特別委員会の所管に属する事項に関する調査の事務その他これらの調査の事務に付随する事務</p> <p>二 （同上）</p> <p>第十九条 衆議院調査局長は、委員会から予備的調査を命ぜられたときは、当該予備的調査に関して、官公署に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。</p> <p>第二十条・第二十一条（略）</p>

改正案

現行

第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。

一 三（略）

四 行政監視院の院長その他の行政監視委員、調査員及び専門調査員

五（略）

六 前各号に掲げる者を除くほか、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、行政監視院、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員

第五条 この章の規定（第二条の規定を除く。）は、各議院事務局の

事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員については、適用しない。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議

長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員については、適用しない。

第一条 この法律において国会職員とは、次に掲げる者をいう。

一 三（略）

（新設）

四（略）

五 前各号に掲げる者を除くほか、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の職員

第五条 この章の規定（第二条の規定を除く。）は、各議院事務局の

事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議

長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

は、適用しない。

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、
休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱い
を受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆
議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員について
は衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の
事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議
院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館
の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員
会の承認を経て定め、行政監視院の職員については行政監視院の
院長が行政監視委員会議の議決及び両議院の議院運営委員会の承
認を経て定めるところによる。

第十六条 本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の
事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任
委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長
及び専門調査員、行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専
門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短時間
勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、
これを適用しない。

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、
休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱い
を受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に関しては、衆
議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員について
は衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の
事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議
院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館
の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員
会の承認を経て定めるところによる。

第十六条 本章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の
事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任
委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長
及び専門調査員並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員（短
時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員について
は、これを適用しない。

第二十四条の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員については、これを適用しない。

② (略)

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一・二 (略)

② (略)

第三十三条 国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、行政監視院、裁判官弾劾裁判所(以下「弾劾裁判所」という。)及び裁判官訴追委員会(以下「訴追委員会」という。)に、それぞれ国会職員考査委員会を設ける。

第二十四条の三 本章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務を掌る参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長については、これを適用しない。

② (略)

第二十八条 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く国会職員は、次の各号のいずれかに該当する場合において懲戒の処分を受ける。

一・二 (略)

② (略)

第三十三条 国会職員の分限及び懲戒に関する事項を審査するため、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所(以下「弾劾裁判所」という。)及び裁判官訴追委員会(以下「訴追委員会」という。)に、それぞれ国会職員考査委員会を設ける。

第三十五条 各議院事務局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長並びにその院が衆議院である場合にあっては衆議院事務局の調査局長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長、国立国会図書館の館長並びに行政監視院の院長が、これに当たる。

第三十五条の二 各議院法制局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の法制局の法制局長、その委員は、その院の法制局の法制次長及び部長、他の院の法制局の法制局長及び法制次長、各議院事務局の事務総長及び事務次長、国立国会図書館の館長並びに行政監視院の院長が、これに当る。

第三十六条 国立国会図書館に設ける国会職員考査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長、館長が指名する部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長、各議院事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに行政監視院の院長が、これに当たる。

第三十六条の二 行政監視院に設ける国会職員考査委員会の委員長は、行政監視院の院長、その委員には、行政監視委員（院長を除

第三十五条 各議院事務局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の事務局の事務総長、その委員は、その院の事務局の事務次長及び部長並びにその院が衆議院である場合にあっては衆議院事務局の調査局長、他の院の事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当たる。

第三十五条の二 各議院法制局に設ける国会職員考査委員会の委員長は、その院の法制局の法制局長、その委員は、その院の法制局の法制次長及び部長、他の院の法制局の法制局長及び法制次長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当る。

第三十六条 国立国会図書館に設ける国会職員考査委員会の委員長は、国立国会図書館の館長、その委員には、国立国会図書館の副館長、館長が指名する部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法制次長が、これに当たる。

(新設)

く。並びに行政監視院の事務局長、事務局次長及び院長が指名する部長、各議院事務局の事務総長及び事務次長、各議院法制局の法制局長及び法制次長並びに国立国会図書館の館長が、これに当
たる。

○国会に置かれる機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第百五号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国会に置かれる機関の休日）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館、行政監視院並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。</p> <p>3（略）</p>	<p>（国会に置かれる機関の休日）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の「国会に置かれる機関」とは、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会、国立国会図書館並びに各議院に置かれる事務局及び法制局その他法令に基づき各議院に置かれる機関で両議院の議長が協議して定めるものをいう。</p> <p>3（略）</p>

○国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、<u>国立国会図書館</u>の館長及び専門調査員並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員を除く。）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに<u>国立国会図書館</u>の館長及び専門調査員を除く。）をいう。</p>

○国会職員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第八十号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長、<u>国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに行政監視院の院長その他の行政監視委員及び専門調査員を除く。</u>）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「国会職員」とは、国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに<u>国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。</u>）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p>